

フォルテ・ガーデン自治会 規定

活動

(目的)

第1条 本会は、会則第1条の目的を達成するため、特定の政治、宗教ならびに反社会勢力の活動には関与しない。

会員

(会員)

第2条 本会の会員は、役員等の選任や会費納入に関しては一世帯を一単位とする。

(総会の定足数)

第3条 総会の定足数は、次の事項以外については一世帯を一単位とする。

- 一 会員の財産や権利の侵害および危惧のある事項
- 二 地域環境の重大な変化に関する事項
- 三 会員の権利に関する会則の改定に関する事項

役員等選出

(役員等の構成)

第4条 監査を除く役員等は、各班を代表する班長により構成される。監査は前年度以前に役員を経験したのから選出する。

(任期)

第5条 役員等の任期は、会則第13条の定めに従う。

(班長の選出方法)

第6条 班長は、原則として前年度の1月1日時点で自治会へ加入した世帯が対象で地番の若い世帯から昇順の各班輪番制により選任する。ただし立候補がある場合、輪番制に優先することとし、複数の候補者がいる場合もしくは班長未経験者がいる場合は、話し合いまたは役員会が決定する。また欠員が出た場合も同様の方法による。

(就任免除)

第7条 自治会役員等就任は全員が原則であるが、下記事由等により就任が著しく困難な場合には、翌年度の役員等就任免除を申請することができる。この場合は、会長にその理由を証明する書類を添付して「就任免除願」を提出し、役員会の承認を得ることを要する。複数年にまたがり就任免除を申請する場合は、毎年申請を行う必要がある。

- 一 世帯全員が80歳以上のみ、または未成年者のみ、またはその両方で構成されているとき
 - 二 長期入院、寝たきり、または特別介護を要する家族があるとき
 - 三 その他の事由により「就任免除願」が提出され、役員会が妥当と認めたとき
- ただし、一から三のいずれの場合も、その事由が解消された場合は、その翌年より輪番に

優先して役員等に就任しなければならない。

(選出時期)

第 8 条 翌年度の班長の選任は、現役員等が 1 月末までに各班の次年度輪番該当住戸と協議し、免除事由の有無を確認する。

会計

(入会金)

第 9 条 本会への入会金は、一世帯あたり 500 円とし、入会時に納めるものとする。

(年会費)

第 10 条 本会の年会費は、一世帯あたり月額 300 円とし、1 年分を前納するものとする。

(期中入会・中途退会)

第 11 条 期中入会は入会の翌月より前項の規定を適用する。中途退会の場合、既納会費は返却しない。

(集金方法)

第 12 条 年会費は班長が集金し、毎年度初回の役員会に持参する。

(役員立替経費)

第 13 条 各役員の通信費及び交通費等の実費立替分を支払う。

部会等設置

(部会等の設置)

第 14 条 役員会は、専門的な案件・特別事項の検討および業務の遂行のために、本会に部会・委員会等を設置することができる。部会・委員会等の構成員の選任方法、設置期間は役員会の議決によりこれを定める。

(会計報告)

第 15 条 各部会・委員会等の自治会より資金を得ている組織は年間活動報告書とその年度の会計報告書を毎年度末に役員会へ提出しなければならない。各年度末の残余金は自治会へ返戻することは要しないが、毎年繰り越されている累積余剰金は全て会計報告に記載されていることを要する。

規定の改廃

(規定の改廃)

第 16 条 この規定の改廃は、役員会の議決を経て総会の承認を必要とする。総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得ること。

附則

この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から施行とする。